



県内で

高病原性鳥インフルエンザ が発生しました

高病原性鳥インフルエンザは

- **家きん**（鶏など卵や肉の生産目的で飼育する鳥類）など多くの鳥類が感染する病気です。
- 鳥類に対して強い病原性を示します。
- 鶏肉や鶏卵を食べることで人に感染した事例はありません。

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防ぐため
家畜伝染病予防法に基づく防疫措置を行います

- 発生した農場の鶏の殺処分
- 殺処分した鶏などの埋却処理
- 発生した農場の消毒
- 発生した農場の周辺での通行規制・車両消毒

など

お問合せ先

福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

受付時間

(平日) 8:30~21:00

(土日祝) 9:00~17:15

【鳥インフルエンザ一般に関すること】 024-521-8027 (農林企画課)

【人の健康相談に関すること】 024-521-7408 (地域医療課)

【野鳥に関すること】 平日：024-521-7210 (自然保護課)

土日祝日：0243-24-6631 (野生生物共生センター)

【周辺養鶏場の経営相談に関すること】 024-521-7344

-7336 (農業振興課)